

第744回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和3年7月6日（火） 14時～
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等 横浜税関からの説明
 - (1) 税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて
 - (2) 大韓民国産の炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税について
 - (3) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正について
 - (4) 第55回通関士試験受験案内・Q&A
 - (5) 通関業務の在宅勤務の開始手続の見直し
4. 連絡事項等

令和 3 年 7 月
横浜税関業務部

関係者 各位

税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和 3 年 7 月 1 日、輸出航空貨物の取扱いに係る通達が発出されましたのでお知らせいたします。

当該通達は、輸出航空貨物のうち、税関の検査を受けて輸出許可を受けた貨物について、輸出申告時の蔵置場所に戻すことなく、直接、積込港まで運送して航空機に積み込む際の取扱いについて規定しており、本年 10 月 1 日より適用が開始されます。

具体的な内容につきましては、税関ホームページをご確認いただくとともに、ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先にご相談いただきますよう、お願いいたします。

(掲載) 税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2021tsutatsu/2021tsutatsu525/honbun.pdf>

【問い合わせ先】

○業務部通関総括第 1 部門

電話：045-212-6150

大韓民国産の炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】大韓民国産の炭酸二カリウムに対する不当廉売関税の課税について

2021 年 6 月 23 日

関税定率法の別表第二八三六・四〇号に掲げる物品のうち炭酸二カリウムであって、大韓民国を原産地とするものに対して、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」に基づき、令和 3 年 6 月 24 日(木)から令和 8 年 6 月 23 日(火)まで不当廉売関税が課されます。

「21. 内国消費税等種別コード(輸入)」(共通)

大韓民国産

炭酸二カリウム(2836.40-010(3))

NACCS 用コード	適用税率(%)	
S010001	30.8	大韓民国産

参 考

- ・財務省告示第 167 号(令和 3 年 6 月 23 日)
- ・炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(政令第 177 号 令和 3 年 6 月 23 日)
- ・個別通達「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて等の一部改正について」(財関第 481 号 令和 3 年 6 月 23 日)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正について

本年6月16日、クロスボウ(通称:ボウガン)の所持の禁止と所持許可制の導入を盛り込んだ銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から、同法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「改正銃刀法」という。)が施行される予定となっております。

クロスボウを輸入しようとする者に対しまして、下記の内容をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、輸入しようとする者への説明に際しましては、別添ポスター及び関連資料掲載先 URL*をご活用いただければと思います。

記

- 改正銃刀法の施行後、クロスボウを輸入しようとする場合には、輸入申告等の際、税関に対し、輸入しようとする者がクロスボウを適法に所持することができる者であることを証明しなければならないこととなること。
- 改正銃刀法が施行するまでの間に、クロスボウを輸入する者が確認された場合には、当該者に対し、改正銃刀法の施行の際、現にクロスボウを所持する者は、施行の日から6か月以内に当該クロスボウについて、所持許可の申請、適法に所持することができる者への譲渡又は廃棄をしなければならないこととなること。

以上

※関連資料掲載先 URL(警察庁 HP)

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

クロスボウ

は

(通称：ボウガン)

所持禁止

になります!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が**原則禁止・許可制**となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、**罪に問われます!** (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



? 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの?
引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

? 自宅などにクロスボウを所持している場合は?
改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

? 具体的な処分方法は?
最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)

改正法や警察署への持込みに関する詳細は警察庁ホームページにて



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

令和3年

第55回通関士試験受験案内

財務省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 令和3年10月3日(日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）
- コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）
- 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）
- 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和3年7月1日(木)現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（TIR条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点(10問)	10点(10問)	/	/
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	45点(15問)	15点(15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領(注2)	/			20点(2問)
その他通関手続の実務	10点(5問)	5点(5問)	10点(5問)	/

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

注2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第54回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、前記3(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と受験願書の提出先

試験実施地	受験願書の提出先	所在地	電話番号 (FAX番号)
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040 函館市海岸町24番4号 -8561 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259 (0138-45-8872)
新潟県	東京税関 通関業監督官	〒135 東京都江東区青海2丁目7番11号	03-3599-6316
東京都		-8615 東京港湾合同庁舎	(03-3599-6464)
宮城県	横浜税関 通関業監督官	〒231 横浜市中区海岸通1丁目1番地	045-212-6051
神奈川県		-8401	(045-651-6106)
静岡県	名古屋税関 通関業監督官	〒455 名古屋市港区入船2丁目3番12号	052-654-4005
愛知県		-8535 名古屋港湾合同庁舎	(052-653-4805)
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552 大阪市港区築港4丁目10番3号 -0021 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251 (06-6576-6071)
兵庫県	神戸税関 通関業監督官	〒650 神戸市中央区新港町12番1号	078-333-3026
広島県		-0041	(078-333-3166)
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 -8511 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371 (093-332-8410)
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850 長崎市出島町1番36号 -0862	095-828-8628 (095-827-0580)
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900 那覇市港町2丁目11の1 -0001 那覇港湾合同庁舎	098-862-8658 (098-863-0390)

注. 試験会場については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しております。また、受験票に記載のうえ通知します。

5 受験願書受付期間等

(1) 受験願書を書面により提出する場合

受付期間は、令和3年7月26日（月）から同年8月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとします。

郵送の場合には、令和3年8月10日（火）までの消印のあるものに限り受け付けますが、なるべく同月6日頃までに発送するようにしてください。

(2) 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間は、令和3年7月26日（月）午前10時から同年8月10日（火）午後5時までとします。（土曜日、日曜日及び祝日等を含む。）

なお、受験願書をNACCSを使用して提出する場合には、必ず前記の受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。**受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。**

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ (<http://www.naccs.jp/>) を参照してください。

6 合格発表

令和3年11月26日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載するとともに、受験した税関の各官署及び税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に合格者の受験番号を掲示・掲載します。また、合格者には通関士試験合格証書を郵送（合格発表日以降に発送）します。

なお、上記により合格を確認したにもかかわらず、通関士試験合格証書が12月3日（金）までに到着しない場合には、受験した試験地を管轄する税関の通関業監督官までお問い合わせください。

II 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… 所要事項を記載し、受験手数料として **3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、収入証紙等は不可）** を過不足なく所定の箇所に貼ってください。
※ 受験願書及び下記②の受験票に記載する氏名は、合格証書に使用するため、戸籍等公的書類で確認できるものと同一文字を楷書で丁寧に記載してください。
- ② 受験票…… 所要事項を記載し、**写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前1年以内に撮影したもの。大きさ縦3.5cm、横3cm。カラー、白黒を問わない。）** を所定の箇所に貼ってください。
ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。
※ 郵送による出願の場合には、必ず63円分の切手を貼ってください。
※ 受験票に記載する年齢は、受験願書受付締切日（令和3年8月10日）現在の年齢を記載してください。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、後記(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

出願用紙及び受験票の各用紙は、前記 I の 4 の受験願書の提出先に請求してください。これらの用紙を郵便で請求する場合には、**必ず所要の切手（140 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）** を同封し、受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

前記(1)の出願書類を前記 I の 4 の受験願書の提出先に提出してください。

出願書類を郵送する場合には、**必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。** 郵送の場合は、令和 3 年 8 月 10 日（火）までの消印のあるものが有効です。

出願書類を郵送以外の方法で送付する場合には、令和 3 年 8 月 10 日（火）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、**試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、後日、受験票と通関士試験科目の一部免除通知書又は申請却下通知書を同時に送付しますので、必ず所要の切手（書留であれば 575 円、簡易書留であれば 460 円、特定記録であれば 300 円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封してください。** この場合には、**受験票に 63 円分の切手を貼る必要はありません。**（直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても、返信用封筒は添付してください。）

※ 一部免除通知書等については、書留、簡易書留、又は特定記録にて送付しますので、所要の切手が不足している場合、送付前に不足分についてご連絡するため送付まで時間がかかることがあります。貼り忘れにご注意ください。

③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 15 年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して 5 年以上になるとき……… 前記 I の 2 の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務

及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等)は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次によるものとします。

- イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。
- ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したのものとして計算します。
- ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものとして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」(税関様式B-1210)1通に次のいずれかの者が証明した「証明書」(税関様式B-1215)を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。(様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。)

なお、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズが入る大きさのもの)を添付してください。(直接税関へ出願書類を持参して申し込む場合であっても返信用封筒は添付してください。)

- a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者(これらの者が2以上である場合には、それぞれの者)又は通関業者であった者。
この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者。
- b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁の長。
- c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、前記a及びbのそれぞれの者。
- d 現に官庁に勤務している方の場合は、当該官庁の長。

ロ 申請書提出期間

前記Iの5の(1)の受験願書受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、なるべく早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことができます。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要があります。

なお、NACCSの利用申込み手続を行ってから利用可能になるまでに必要な期間については、NACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

- ① 受験願書…… NACCSを使用して提出します。
- ② 受験票…… 前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
- ③ 通関士試験科目の一部免除通知書の写し…… 前記1の(1)の③と同じです。なお、前回(第54回)までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類請求方法

受験票の請求方法は、前記1の(2)の①と同じです。受験願書受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて受験手数料の2,900円を、令和3年8月10日(火)午後5時までに必ず電子納付してください。また、前記(1)の出願書類のうち②の受験票を前記Iの4の受験願書の提出先に令和3年8月10日(火)午後5時までに必ず提出してください。受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

受験票を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」の追跡可能な方法とし、封筒の表に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和3年8月10日(火)までの消印のあるものが有効です。

受験票を郵送以外の方法で送付する場合には、令和3年8月10日(火)午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

- ③ 身体に障害があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合において、別途前記1の(3)の③のイの「証明書」については、当該「証明書」をスキャナー等で読み込み、画像ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請及び前記(1)の①の受験願書等の提出を行った後、前記(1)の②の受験票を受験願書の提出先に提出又は郵送する際に、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の「書留」、「簡易書留」又は「特定記録」とした返信用封筒(角形2号封筒:A4サイズが入る大きさのもの)を添付してください。(直接税関へ受験票を持参して提出する場合であっても返信用封筒は添付してください。)

② 免除の決定等

前記1の(3)の④と同じです。

III その他

1 受験の際の注意事項

- (1) 試験場では係員の指示に従って行動してください。
- (2) 受験者は、試験開始30分前(午前9時)までに必ず試験場に集合してください。試験開始時に遅刻した場合は、原則として入場を認めません。
- (3) 試験場には、必ず受験票を持参してください。持参しない方は入場できません。受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機をお持ちください。
(注) 携帯用電子計算機は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。
イ 計算機能のみを有するもの(例えば、紙に記録する機能、音を発する機能、電子手帳機能を有するもの、関数電卓等は不可。)
ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの(数値を表示する部分が周囲に見えない程度の傾斜であるものは可。)
ハ 電源内蔵式のもの
- (4) 各試験科目の開始時刻の15分前までに着席してください。

- (5) 試験時間中は、次のもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。
- ・受験票
 - ・筆記用具
 - ・携帯用電子計算機（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみに限る。）
 - ・時計（通信機能・計算機能がないもの）
- ※ 机上に置ける筆記用具は、HB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）、色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規です。筆箱等の収納用具は机上に置けません。また、筆箱のほか、耳栓等上記以外のものはすべてかばん等の中にしまってください。
- ※ 試験場には時計が設置されていない場合がありますので、時計の持参をお勧めします。（音を発する機能を有するものは音の出ない設定にしてください。）
- (6) 答案用紙に記入する氏名、受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。
- (7) 答案用紙はマークシート方式です。答案用紙への記入はHB 又は B の黒鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、修正はプラスチック製消しゴムを用いてください。
- (8) 試験場には駐車場の用意はありませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (9) 試験室内での携帯電話等の通信機器類及び計算機能・通信機能等が付いている腕時計・眼鏡などの電子機器類の使用を禁止します。（(3)の携帯用電子計算機を除く。）
- (10) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (11) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。
- (12) 試験時間中の飲食は、原則禁止です。
- (13) 試験時間中に日常的な生活騒音等（係員の巡回による足音、監督業務上必要な発言、航空機、自動車、風雨、空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記 I の 4 の税関の通関業監督官にお問い合わせください。（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）郵便による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 願書受付期間中に書類を提出後、令和 3 年 8 月 23 日(月)までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡してください。
- (3) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>) に掲載しますので確認してください。
- (4) 試験の結果は、官報、受験した税関の各官署の掲示板、税関ホームページで確認してください。試験の結果に関する照会には応じられません。

3 財務大臣の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく財務大臣の「確認」が必要です。

○ 通関士試験に関するQ&A

Q 1 通関士の仕事について教えてください。

A 1 貨物を輸出又は輸入しようとする者は、その貨物の品名、数量、価格等必要な事項を税関長に申告し、許可を受けなければなりません。この通関手続に関して、輸出入者の代理又は代行をするのが通関業者です。この通関手続には、適正な申告を行うための高度な専門能力が要求されますので、通関業者は原則として営業所ごとに通関士を置くことが義務付けられています。このように、通関士は、通関業者が行う通関業務に従事し、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書等の通関書類の内容を審査する重要な仕事を行います。

Q 2 通関士試験に合格すれば、すぐに通関士となることができますか。

A 2 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士として通関業務に従事させようとする場合には、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称等を財務大臣に届け出て、その者が通関士の欠格事由に該当しないことの確認を受ける必要があります。通関士試験の合格は、あくまでも通関士になるための資格を取得したということであり、通関士として通関業務に従事する場合には上記の確認を受ける必要があります。なお、通関士試験に合格した者は、受験地にかかわらず、どの税関の管轄区域においても通関士となることができます。

Q 3 現在、東京都内に住んでいますが、受験は東京都でなければなりませんか。

A 3 全国同時に行われる試験ですので、どこの受験地でも受けられます。ただし、受験願書は、受験地を管轄する税関に提出してください。

Q 4 受験願書を郵送以外の方法で送ることはできますか。

A 4 郵送以外の方法で受験願書を送付することはできますが、その場合であっても、受験願書受付期間（令和3年8月10日（火）午後5時）までに税関に到着するように発送してください。

Q 5 インターネットを使用して受験願書を提出することはできますか。

A 5 インターネットを使用した受験願書の提出については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行うことができます。ただし、受験票は別途書面により提出する必要があります。また、受験願書の受付期間・時間内に、必ず受験手数料を電子納付する必要があります。上記の受付期間・時間内に受験票の提出がない場合又は受験手数料の納付が行われない場合は、NACCSを使用した受験願書の提出自体が無効となりますので注意してください。

NACCSの利用に際しては、あらかじめ輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）にNACCSの利用申込みを行う必要があります。NACCSの利用申込み手続や使用方法等の詳細については、NACCSセンターのホームページ(<http://www.naccs.jp/>)を参照してください。

なお、NACCSを利用して受験願書を提出した場合は、受験願書提出後にNACCSから配信される納付情報に基づいて受験手数料2,900円を電子納付してください。

Q 6 通関士試験の合格基準を教えてください。

A 6 通関士試験の合格基準は事前には公表しておりません。合格発表の際に公表することとしています。

Q 7 通関士試験の合否はどのようにして知ることができますか。

A 7 ① 合格発表当日に官報に合格者の氏名及び受験番号を公告します。官報は全国の官報販売所で販売しております。また、国立印刷局のホームページに直近30日間分のインターネット版官報が掲載されています。

② 合格発表当日に受験した税関の各官署に合格者の受験番号を掲示します。

③ 税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)に全国の合格者の受験番号を掲載します。

④ 合格者には、合格発表日以降に合格証書を発送します。上記により合格を確認したにもかかわらず、12月3日（金）になっても合格証書が届かない場合には受験地を管轄する税関の通関業監督官にお問い合わせ下さい。

なお、合否についてのお問い合わせには応じられません。

Q 8 通関士試験の合格率を教えてください。

A 8

	第50回 (H28)	第51回 (H29)	第52回 (H30)	第53回 (R1)	第54回 (R2)
受験者数	6,997人	6,535人	6,218人	6,388人	6,745人
合格者数	688人	1,392人	905人	878人	1,140人
合格率	9.8%	21.3%	14.6%	13.7%	16.9%

Q 9 受験に当たっての新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項はありますか。

A 9 受験に当たっての新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項等については、適宜、税関ホームページの「第55回通関士試験（令和3年）」のページに掲載してお知らせします。

税関ホームページの情報をご確認いただきますようお願いいたします。

通関業務の在宅勤務の開始手続の見直し等について

通関業者の通関業務の在宅勤務について、令和3年7月から、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることが確認できる場合には、これを開始することができるよう開始手続の見直しを行いました。

また、併せて、災害その他やむを得ない理由により、業務継続(BCP)のために、通関業者が通関営業所以外の場所(サテライトオフィス)において通関業務を行う必要があると認められる場合には、当該理由があると認められる間に限り、これを行うことができるよう通達の整備を行いました。

これらの内容は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月から実施の柔軟な対応について、通達の整備を行ったものとなります。

○ 改正後の通関業法基本通達の内容（抜粋）

（在宅勤務の開始又は終了の申出）

8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。

- (1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。
- (2) 開始の申出を受けた際には、申出のあった通関業者に在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認することとする。

（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）

8-5 災害その他やむを得ない理由（関税法基本通達2の3-1(1)に定める事実をいう。）により、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が業務継続のため、当該通関業者の所有又は管理する場所であって法第8条第1項の許可を受けた営業所以外の場所（サテライトオフィス）において、通関業務に従事する必要があると認めるときは、当該理由があると認める間に限り、これを認めて差し支えない。

この場合において、当該場所はこれらの者が所属する営業所の一部となるので留意する。

（サテライトオフィスにおける通関業務の開始又は終了の申出）

8-6 前記8-5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の開始又は終了に係る取扱いは、前記8-4に準ずるものとする。

Q 1. 通関業者の通関業務の在宅勤務の開始手続について、具体的にはどのような見直し等が行われたのでしょうか。

A 1. 従来、通関業者の通関業務の在宅勤務の開始に当たっては、労務管理や情報セキュリティ確保の観点から、就業規則・社内管理規則の具備を確認しておりましたが、令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症対策として、就業規則・社内管理規則が具備されていない場合であっても、情報セキュリティの確保の体制が整備されていると認められる場合には、在宅勤務を開始できるよう柔軟な対応を実施しております。

今般の見直しにおいては、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることが確認できる場合には、通関業務の在宅勤務を開始することができるよう通達の整備を行いました。

また、併せて、災害その他やむを得ない理由により、業務継続(BCP)のために、通関業者が通関営業所以外の場所(サテライトオフィス)において通関業務を行う必要があると認められる場合には、当該理由があると認められる間に限り、これを行うことができるよう通達の整備を行いました。

これらの内容は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月から実施の柔軟な対応について、通達の整備を行ったものとなります。

Q 2. 新型コロナウイルス感染症対策としての柔軟な対応に基づき行った在宅勤務及びサテライトオフィスに係る申請は一旦無効となり、令和3年7月1日以降、再度、改めて申出を行うことが必要ですか。

A 2. その必要はありません。柔軟な対応に基づき行った申請であって有効なものについては、改正後の通関業法基本通達に基づき行われたものとみなし、令和3年7月1日以降も有効なものを取り扱うこととなります。

Q 3. 「在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認」とは、どのような内容について確認が行われるのですか。

A 3. 在宅勤務又はサテライトオフィスに関する情報通信機器等の整備状況、書類の管理体制等について、適宜の方法により聴取し確認を行いますので、これらについて説明をお願いします。例えば、これまで具備を必要としていた在宅勤務についての情報セキュリティ等に関し定めのある社内管理規則や総務省のテレワークガイドラインを踏まえた情報セキュリティポリシーが定められている等も有効なものと考えられます。

Q & A ②

Q 4. これまで申出の際に具備している必要のあった「在宅勤務についての定めのある就業規則」については、整備することが不要となったのでしょうか。

A 4. 税関に対し、在宅勤務又は業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施についての開始の申出の際、在宅勤務についての定めのある就業規則を提出(提示)していただく必要はありません。

他方、労働基準法においては、一定の要件に該当する使用者は、就業規則を作成しなければならないこととされていると承知しています。また、テレワークについても労働基準関係法令が適用されることから、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」において、テレワークを実施する場合には、テレワークの実施を考慮した就業規則を定めることが求められています。

以上を踏まえ、通関業者におかれましては、通関業法、関税法に限らず、各種関係法令の規定をご確認のうえ、これらを遵守いただきますようお願いいたします。

Q 5. 「災害その他やむを得ない理由」・「当該理由があると認める間」(通関業法基本通達8-5)とは、どのような内容、どのような期間でしょうか。

A 5. 「災害その他やむを得ない理由」とは、次に掲げる事実その他これらに類する事実をいいます。

- ・地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害
- ・火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
- ・申請等をする者の重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、NACCSの使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

「当該理由があると認める間」の取扱いについては、個々の事情に応じ、個別具体的に判断を行うこととなります。

個別の事実が「災害その他やむを得ない理由」に該当するか否か、「当該理由があると認める間」の取扱いについては、個別に各税関通関業監督官までお問合せください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については「災害その他やむを得ない理由」に該当するものであり、現状において終息に至ったと認められないことから、引き続き、「当該理由があると認める間」と取り扱うこととしています。

Q 6. 災害等が発生した場合に備え、BCP対策として、あらかじめ利用予定のサテライトオフィス等について、税関に相談を行うことはできますか。

A 6. サテライトオフィスにおける通関業務の実施は、通関業者について、災害等が発生した際のBCP対策に係る予見可能性を向上させるため、通関業法基本通達を改正し整備したものとなります。

したがって、災害等が発生した場合に備え、BCP対策として、あらかじめ利用予定のサテライトオフィス等について、税関に相談いただくことは可能です。

詳しくは、各税関通関業監督官にお問合せください。